

厚生労働省発健生0311第12号
令和6年3月11日

茨城県知事
和歌山県知事
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
新潟市長
富山市長
金沢市長

殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和5年度保健衛生施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に係る交付要綱2(7)の事業については、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号が発生した日から、令和5年台風第13号に係る2(12)の事業については、令和5年台風第13号が発生した日から、令和5年石川県能登地方を震源とする地震に係る2(24)の事業については、令和5年石川県能登地方を震源とする地震が発生した日から、令和6年能登半島地震に係る2(1)から2(25)までの事業については、令和6年能登半島地震が発生した日から適用することとされたので通知する。

なお、本通知中、交付の対象となる施設がある場合は、貴管内の市町村又は医療法人等に対し貴職から通知されたい。

別 紙

令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号、令和5年台風第13号、令和5年石川県能登地方を震源とする地震並びに令和6年能登半島地震により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た次の災害復旧事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

ただし、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により被害を受けた施設の災害復旧に関しては（7）に係る施設の復旧事業、令和5年台風第13号により被害を受けた施設の災害復旧に関しては（12）に係る施設の復旧事業並びに令和5年石川県能登地方を震源とする地震により被害を受けた施設の災害復旧に関しては（24）に係る施設の復旧事業に限る。

- （1） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）第38条第2項の規定により都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の施設の復旧事業
 - （1の2） 感染症法第60条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設の復旧事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- （2） 感染症法第38条第2項の規定により都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の施設の復旧事業。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）（以下「医療法」という。）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。
 - （2の2） 感染症法第60条第2項の規定により第二種感染症指定医療機関の設置者が設置する施設の復旧事業に要する費用に対する都道府県の補助事業。ただし、医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。
- （3） 保健所の施設の復旧事業並びに応急仮設施設の施設整備事業
- （4） 健康科学センターの施設の復旧事業

- (5) 健康増進センターの施設の復旧事業
- (6) 農村検診センターの施設の復旧事業
- (7) 市町村保健センターの施設の復旧事業並びに応急仮設施設の施設整備事業
- (8) 難病相談・支援センターの施設の復旧事業
- (9) 平成16年3月29日健発第0329002号厚生労働省健康局長通知「感染症外来協力医療機関の整備について」の別紙「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」(以下「感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱」という。)により、都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の施設の復旧事業
- (9の2) 感染症外来協力医療機関施設整備事業実施要綱により、市町村(一部事務組合を含む。)及び医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関及び医療法第8条の規定に基づく届出をした診療所が設置する感染症外来協力医療機関の施設の復旧事業に要する費用に対する都道府県の補助事業
- (10) 新型インフルエンザ患者入院医療機関の施設の復旧事業
- (11) 地方衛生研究所の施設の復旧事業
- (12) 精神科病院の施設の復旧事業並びに応急仮設施設の施設整備事業
- (13) 老人性認知症疾患治療・療養病棟の施設の復旧事業
- (14) 老人性認知症疾患デイ・ケア施設の施設の復旧事業
- (15) 精神保健福祉センターの施設の復旧事業
- (16) 精神科デイ・ケア施設の施設の復旧事業並びに応急仮設施設の施設整備事業
- (17) 精神科救急医療センターの施設の復旧事業
- (18) 精神保健福祉士養成施設の施設の復旧事業
- (19) 食肉衛生検査所の施設の復旧事業
- (20) 結核患者収容モデル病室の施設の復旧事業
- (21) エイズ治療モデル施設の施設の復旧事業
- (22) エイズ治療拠点病院の施設の復旧事業
- (23) HIV検査・相談室の施設の復旧事業
- (24) 地方公共団体(一部事務組合を含む。以下同じ。)が設置する火葬場施設の施設の復旧事業
- (25) 地方公共団体が設置すると畜場施設の施設の復旧事業

(交付の対象外費用)

3 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収に要する費用
- (2) 2の(4)、(19)、(24)及び(25)の施設に係る門、柵、塀に要する費用
- (3) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの

- (4) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア及びイの合計額を交付額とする。

ア 2の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)及び(25)の施設復旧事業

(ア) 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 2の(1の2)、(2の2)及び(9の2)の施設復旧事業

(ア) 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該区分ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

別表

1 区分	2 基準額	3 対 象 経 費	4 補助率
第一種 感染症 指定医 療機関	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	第一種感染症指定医療機関の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%	2分の1 （激甚法第3条第1項第10号に該当する場合には、同法第4

		に相当する額を限度とする。)	条第1項の規定により算定された率)
第二種 感染症 指定医 療機関	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	第二種感染症指定医療機関の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1 （激甚法第3条第1項第10号に該当する場合には、同法第4条第1項の規定により算定された率)
保健所	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	保健所の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	3分の2
保健所の 応急 仮施設 設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	保健所の応急仮施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	3分の2
健康科 学セン ター	厚生労働大臣に協議して承認を得	健康科学センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要す	2分の1

	た額	る費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	
健康増進センター	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	健康増進センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1
農村検診センター	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	農村検診センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
市町村保健センター	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	市町村保健センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1
市町村保健センター	厚生労働大臣に協議して承認を得	市町村保健センターの応急仮設施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品	2分の1

の応急 仮施設 設	た額	費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	
難病相 談・支援 センター	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	難病相談・支援センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
感染症 外来協 力医療 機関	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	感染症外来協力医療機関の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
新型イ ンフル エンザ 患者入 院医療 機関	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	新型インフルエンザ患者入院医療機関の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
地方衛 生研究 所	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	地方衛生研究所の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬	3分の2

		費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	
精神科病院	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	精神科病院の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関にあつては、2分の1（令和6年能登半島地震による被害である場合は、3分の2） (2) (1)に掲げる以外のものにあつては、3分の1（令和6年能登半島地震による被害である場合は、2分の1）
精神科病院の応急仮設施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	精神科病院の応急仮設施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関にあつては、2分の1（令和6年能登半島地震による被害である場合

			<p>は、3分の2)</p> <p>(2)(1)に掲げる以外のものにあつては、3分の1（令和6年能登半島地震による被害である場合は、2分の1）</p>
<p>老人性認知症疾患治療・療養病棟</p>	<p>厚生労働大臣に協議して承認を得た額</p>	<p>老人性認知症疾患治療・療養病棟の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>	<p>(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関にあつては、3分の2</p> <p>(2)(1)に掲げる以外のものにあつては、2分の1</p>
<p>老人性認知症疾患デイ・ケア施設</p>	<p>厚生労働大臣に協議して承認を得た額</p>	<p>老人性認知症疾患デイ・ケア施設の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>	<p>(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年厚生省告示第167号）の1及び2に定めるものにあつては、3分の2</p>

			(2) (1)に掲げる以外の法人にあつては、 2分の1
精神保健福祉センター	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	精神保健福祉センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
精神科デイ・ケア施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	精神科デイ・ケア施設の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年厚生省告示第167号）の1及び2に定めるものにあつては、3分の2 (2) (1)に掲げる以外の法人にあつては、 2分の1

<p>精神科 デイ・ ケア施 設の応 急仮設 施設</p>	<p>厚生労働大 臣に協議し て承認を得 た額</p>	<p>精神科デイ・ケア施設の応急仮設施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）</p>	<p>(1) 地方公共団体及び医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示（昭和26年厚生省告示第167号）の1及び2に定めるものにあつては、3分の2</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の法人にあつては、2分の1</p>
<p>精神科 救急医 療セン ター</p>	<p>厚生労働大 臣に協議し て承認を得 た額</p>	<p>精神科救急医療センターの災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）</p>	<p>(1) 都道府県、指定都市にあつては、3分の2</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の者にあつては、2分の1</p>

精神保健福祉士養成施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	精神保健福祉士養成施設の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
食肉衛生検査所	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	食肉衛生検査所の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	2分の1
結核患者収容モデル病室	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	結核患者収容モデル病室の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
エイズ治療モデル施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	エイズ治療モデル施設の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2

エイズ 治療拠点病院	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	エイズ治療拠点病院の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
H I V 検査・ 相談室	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	H I V検査・相談室の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）	3分の2
火葬場 施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	火葬場施設（火葬を行うために必要な建物及び工作物並びに火葬を行うために必要な施設と一体となっている区域であり、かつ、これを復旧しなければ当該施設の従前の効用が回復されないと認められるもの及び搬入路）の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費	3分の2
と畜場 施設	厚生労働大臣に協議して承認を得た額	と畜場施設（解体施設及び污水处理施設に係る建物及び工作物並びに解体施設及び污水处理施設と一体となっている区域であり、かつ、これを復旧しなければ当該施設の従前の効用が回復されないと認められるもの及び搬入路）の災害復旧のために必要な工事費又は工事請負費	3分の2

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに当該事業が実施される都道府県の区域を管轄する地方厚生局長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに地方厚生局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに地方厚生局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生局長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取壊してはならない。
- (5) 地方厚生局長の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につい

て証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式6により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生局長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(11)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(3)、(5)及び(8)中「地方厚生局長」とあるのは「当該事業が実施される都道府県の区域を管轄する都道府県知事」（以下「都道府県知事」という。）と、(4)中「地方厚生局長の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(8)中「別紙様式6」とあるのは「別紙様式7」と読み替えるものとする。

(14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認又は指示を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別に定める期日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 地方厚生局長は、6又は7による申請書が到達した日から起算して原則として3月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 補助事業者は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式4による年度終了実績報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

- 11 地方厚生局長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、事業完了日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書を地方厚生局長に提出するものとする。

保健衛生施設等災害復旧費補助金調書

(年号) 年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体										備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
(項)保健衛生施設整備費 (目)保健衛生施設等 災害復旧費補助金	円			円	円		円	円	円	円	円	円	円	

(作成要領)

1. 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金額を記入すること。
2. 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分を目の内訳として記入すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

番 号
(年号) 年 月 日

地方厚生局長 殿

(都 道 府 県 知 事 ○○ ○○)
 市 町 村 長 ○○ ○○)
 法人名及び代表者名 ○○ ○○)

令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の交付（変更）申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 申 請 額 金 円
2. 経費所要額調書（別紙（1）のとおり）
3. 災害復旧事業所要額内訳及び事業計画書（別紙（2）のとおり）
4. 添付書類

（1）歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

（注）予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

（2）建物の配置図、平面図、立面図、構造図、工事仕様書及び工事費目別内訳

（3）その他参考となる書類

5. 変更申請の場合は、1にかかわらず次のとおりとする。

申 請 額 金 円 (A)

前回までの交付決定額 金 円 (B)

差引今回変更増△減額 金 円 (A) — (B)

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」を「令和6年度（令和5年度からの繰越分）保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」と変更すること。

別紙(1)

経 費 所 要 額 調 書

(単位:円)

区 分	国庫補助基本額 (A)	(申 請 額) 国庫補助所要額 ((A)×補助率) (B)
災害復旧事業		

(注)本調書の各区分ごとの金額は、別紙(2)の所要額内訳のI及びK欄の金額と一致すること。

災害復旧事業所要額内訳及び事業計画書

1. 所要額内訳

区 分	総事業費 (A)	寄 附 金 そ の 他 の 収 入 予 定 額 (B)	差引額 (C)=(A)-(B)	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	選定額 (C)、(D)及び (E)のいずれか 少ない額 (F)	都道府県の 補助基本額 (G)	都道府県の 補助額 (H)	国庫補助 基本 額 (F)、(G)及び (H)のいずれか 少ない額 (I)	補 助 率 (J)	国庫補助 所要額 (K)=(I)×(J)	国庫補助金 交付決定額 (L)	差引追加交 付（一部取 消）申請額 K-L (M)	備 考
○○精神科病院 ○○火葬場 ・ ・ ・	円	円	円	円	円	円			円		円	円	円	内訳は別紙 のとおり
計														

(注) L欄及びM欄については、交付要綱の7による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

事業費内訳

〇〇施設

区分	費目	員数	単価	金額	備考
補助対象事業費	建築工事費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		円	円	
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事				
	工事事務費 〇〇〇〇				
	小計				
	補助対象外事業費	事務雑費 〇〇〇費 〇〇〇費			
	小計				
	合計				

2 事業計画書

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 災害の概況

ア 災害の名称

イ 被災年月日

ウ 被災状況

(3) 災害復旧事業の内容

区 分	復旧総面積	備 考
	m ²	

- (注) 1. 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
2. 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

(4) 復旧施設の構造及び規模

鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造等の別

〇〇階建 延面積〇〇〇

(5) 工事施工期間

着 工 (年号) 年 月 日

竣 工 (年号) 年 月 日

(6) 工事施工方法

直営・請負

- (注) 一部直営の場合は、その内容を記入すること。

(7) 工事請負契約の概要

工事名	契約 年月日	契約金額	左のうち 国庫補助 対象事業分	工事期間	工事契約 の相手方
〇〇工事 〇〇〇〇		円	円		
計					

番 号
(年号) 年 月 日

地方厚生局長 殿

(都 道 府 県 知 事 ○○ ○○)
 市 町 村 長 ○○ ○○)
 法人名及び代表者名 ○○ ○○)

令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 精 算 額 金 円
2. 経費所要額精算書 (別紙 (1) のとおり)
3. 事業実績報告書 (別紙 (2) のとおり)
4. 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算書 (見込額) 抄本
 - (2) 竣工した建物の配置図、平面図、立面図、構造図等
(注) 交付申請書に添付した図面に変更がない場合は、省略することができる。
 - (3) 工事請負契約書の写し (工事内訳書を含む。)
 - (4) 工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第18項による
 検査済証の写し
 - (5) 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
 - (6) その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」を「令和6年度(令和5年度からの繰越分)保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」と変更すること。

支出済事業費内訳

〇〇施設

区 分	費 目	総事業費			備 考
		員 数	単 価	金 額	
補助対象事業費	建築工事費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		円	円	
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事				
	工事事務費 〇〇〇〇				
	小 計				
補助対象外事業費	事務雑費 〇〇〇費 〇〇〇費				
	小 計				
合 計					

事業実績報告書

（１） 施設の名称及び所在地

（２） 災害の状況

ア 災害の名称

イ 被災年月日

ウ 被災状況

（３） 災害復旧事業の内容

区 分	復旧総面積	備 考
	m ²	

- （注） １． 本表は施設復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
２． 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

（４） 復旧施設の構造及び規模

鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造等の別

〇〇階建 延面積〇〇〇

（５） 工事施工期間

着 工 (年号) 年 月 日

竣 工 (年号) 年 月 日

(6) 工事施工方法

直営・請負

(注) 一部直営の場合は、その内容を記入すること。

(7) 工事請負契約の概要

工事名	契約 年月日	契約金額	左のうち 国庫補助 対象事業分	工事期間	工事契約 の相手方
〇〇工事 〇〇〇〇		円	円		
計					

番 号
(年号) 年 月 日

地方厚生局長 殿

(都 道 府 県 知 事 ○○ ○○)
 市 町 村 長 ○○ ○○)
 法人名及び代表者名 ○○ ○○)

令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の年度終了実績報告について

標記については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により関係書類を添え別表のとおり報告する。

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」を「令和6年度(令和5年度からの繰越分)保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」と変更すること。

別 表

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	補助基本額	補助金額	事業費支払実績見込額	事業進捗率	補助金受入額	事業費	補助金額	着工年月	完了予定年月	
	円	円	円	円		円		円			

番 号
(年号) 年 月 日

地方厚生局長 殿

(都 道 府 県 知 事 ○○ ○○)
 市 町 村 長 ○○ ○○)
 法人名及び代表者名 ○○ ○○)

令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請及び
事業実績報告について

標記について、次のとおり精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 精 算 額 金 円
2. 経費所要額精算書（別紙（1）のとおり）
3. 事業実績報告書 （別紙（2）のとおり）
4. 添付書類
 - （1）歳入歳出決算書（見込額）抄本
 - （2）竣工した建物の配置図、平面図、立面図、構造図等
 - （3）工事請負契約書の写し（工事内訳書を含む。）
 - （4）工事竣工を確認するための建築基準法第7条第5項又は第18条第18項による
 検査済証の写し
 - （5）事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真
 - （6）その他参考となる書類

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」を「令和6年度（令和5年度からの繰越分）保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」と変更すること。

支出済事業費内訳

〇〇施設

区分	費目	総事業費			備考
		員数	単価	金額	
補助対象事業費	建築工事費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		円	円	
	附帯工事費 電気設備工事 給排水設備工事 暖房設備工事 〇〇設備工事 〇〇〇〇工事				
	工事事務費 〇〇〇〇				
	小計				
補助対象外事業費	事務雑費 〇〇〇費 〇〇〇費				
	小計				
合計					

事業実績報告書

（１） 施設の名称及び所在地

（２） 災害の状況

ア 災害の名称

イ 被災年月日

ウ 被災状況

（３） 災害復旧事業の内容

区 分	復旧総面積	備 考
	m ²	

- （注） １． 本表は施設復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
２． 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

（４） 復旧施設の構造及び規模

鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造等の別

〇〇階建 延面積〇〇〇

（５） 工事施工期間

着 工 (年号) 年 月 日

竣 工 (年号) 年 月 日

(6) 工事施工方法

直営・請負

(注) 一部直営の場合は、その内容を記入すること。

(7) 工事請負契約の概要

工事名	契約 年月日	契約金額	左のうち 国庫補助 対象事業分	工事期間	工事契約 の相手方
〇〇工事 〇〇〇〇		円	円		
計					

番 号
(年号) 年 月 日

地方厚生局長 殿

補助事業者名

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(年号) 年 月 日第 号により交付決定を受けた令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」を「令和6年度（令和5年度からの繰越分）保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」と変更すること。

番 号
(年号) 年 月 日

都道府県知事 殿

間 接 補 助 事 業 者 名

令和5年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(年号) 年 月 日第 号により交付決定を受けた令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

※ 厚生労働本省において明許繰越を行った事業については、「令和5年度保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」を「令和6年度（令和5年度からの繰越分）保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金」と変更すること。